

公共事業の事業評価書

（国営土地改良事業等の事前評価）

平成 2 5 年 8 月

農林水産省

1 政策評価の対象とした政策

平成26年度事業着工を要求する次の事業地区を対象として、評価（事前評価）を実施した。

事業名	事前評価実施地区数
国営かんがい排水事業	15
国営農地再編整備事業	3
国営総合農地防災事業	2
独立行政法人水資源機構事業	2
合 計	22

なお、具体の地区名は以下のとおりである。

（国営かんがい排水事業）

恵庭北島（北海道）、幌加内（北海道）、新鷲川（北海道）、岩手山麓（岩手県）、
荒川中部（埼玉県）、大利根用水（千葉県）、新川流域二期（新潟県）、関川用水（新潟県）、
青蓮寺用水（三重県）、湖東平野（滋賀県）、小阪部川（岡山県）、香川用水二期（香川県）、
南予用水（愛媛県）、大淀川右岸（宮崎県）、石垣島（沖縄県）

（国営農地再編整備事業）

ニセコ（北海道）、雨竜暑寒（北海道）、亀岡中部（京都府）

（国営総合農地防災事業）

矢作川総合第二期（愛知県）、和歌山平野（和歌山県）

（独立行政法人水資源機構事業）

群馬用水緊急改築（群馬県）、利根導水路大規模地震対策（群馬県・埼玉県）

2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した時期

本評価は、農村振興局において、平成25年4月から8月までの間に実施した。

3 政策評価の観点

本評価に当たっては、必要性、効率性、有効性などの観点から総合的に評価を行った。

各事業地区ごとの評価の観点は、地区別評価結果（別添1）に添付しているチェックリスト及びチェックリスト判定基準表（参考資料1）に示すとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果	政策効果については、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針について（平成19年3月28日付農村振興局長通知）」等に基づき、事業特性に応じて総費用総便益手法による費用対効果分析を行うことなどにより定量的に把握した。また、「農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について（平成14年12月18日付農村振興局長通知）」に基づき、事業の必要性、効率性、有効性、実施環境等の項目について確認することにより、総合的に把握した。 その結果は、地区別評価結果（別添1）に示すとおりである。
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	費用対効果分析手法やチェックリストの評価方式・評価項目などについては、食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会に諮り、評価手法の妥当性・透明性・客観性の確保を図っている。食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会の現在の委員は、別添2のとおりである。 また、本評価結果の作成にあたっては、評価結果の客観性及び透明性の確保を図るため、各地方農政局等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人水資源機構事業にあっては独立行政法人水資源機構）において、学識経験者等から構成される技術検討会を設置し、各委員の専門的見地から意見を聴取した。技術検討会の委員名簿は別添3のとおりである。
6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	本評価を行う過程において使用した資料は、地区別評価結果及び参考資料である。地区別評価結果は、農林水産本省のホームページにおいて公表する（ホームページアドレスは別添4のとおり）。技術検討会の議事概要は、各地方農政局等のホームページにおいて公表している。また、本評価に関する問い合わせ先及びホームページアドレスは別添4に示すとおりである。 なお、それぞれの事業計画は土地改良法令等に基づく手続を経て確定される。
7 政策評価の結果	本評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、土地改良法令等や事業実施要綱等で定められている着工要求の必須条件を満たしている。